発行　株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞　第 205 号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
We make food labeling accessible for everyone.

食品表示に関する制度改正状況について（2026 年版）（2）

近く改正予定の食品表示基準について、「食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」として意見募集（2025年12月26日～ 2026年1月30日）がなされました。改正内容が多く、かつ複雑であるため、第80回食品表示部会の「【資料2】食品表示基準の一部改正について」を参考に概要を整理したいと思います。

＜改正案のまとめ＞

1．個別品目ごとの表示ルール（旧JAS法由来事項）の改正

昨年に続き、新たに22品目について個別の原材料名、添加物、内容量の表示ルールや表示禁止事項等を廃止し、食品の定義や名称の規制なども一部改正。1品目（混合プレスハム）については完全に廃止。

例）マヨネーズ以外のドレッシング（「サラダクリーミードレッシング」「半固体状ドレッシング」「乳化液状ドレッシング」「分離液状ドレッシング」）は「ドレッシング」、ドレッシングタイプ調味料は「ノンオイルドレッシング」（定義に該当するものに限る）の名称の表示が可能に。

例）食用植物油脂の定義は限定列挙形式（食用サフラワー油、食用ぶどう油、食用大豆油等）を廃止し、「植物の種子や果肉などから採取した油であって食用に適するように処理したもの」と改め、あわせて名称も改正。

例）果実飲料の原材料名表示における『複数果実を使用した際、「果実」で括り、さらにその重量順で３番目以降の果実を「その他」と表示できる』を廃止。これに伴い、「柑橘類」でまとめる表示についてQ&Aに追加される。

2．個別品目ごとの表示ルール（旧食品衛生法由来事項）の改正

横断的義務表示事項等で代替が可能と考えられる事項、品質に関わるものであって義務的表示である必要がないと考えられる事項については廃止する。

例）食肉製品の「殺菌方法」、「水素イオン指数及び水分活性（非加熱食肉製品）」、乳製品の「含まれる無脂乳固形分及び乳脂肪分の重量百分率」、「容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨（ナチュラルチーズ）」等は廃止する。

例）食肉製品の「非加熱食肉製品である旨」、乳製品の「飲食に供する際に加熱する旨」、冷凍食品の「飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別」等は維持する。

例）冷凍食品の「凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別」は、『「凍結直前加熱」の文字等凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別を表示する』に改正する。

3．食物アレルギー表示の改正

カシューナッツを「特定原材料」に移行し、ピスタチオを「特定原材料に準ずるもの」へ追加する。

＜今後の予定＞

今後は消費者委員会への諮問を経て、近く改正が行われる予定です。経過措置期間は、1と2の個別品目ごとの表示ルールの改正は令和12年（2030年）3月31日まで、3のアレルギー表示の改正は令和10年（2028年）3月31日までとなる見込みです。

とりわけ1の個別品目ごとの表示ルール（旧JAS法由来事項）の改正案は複雑ですが、消費者委員会資料に「分科会における食品表示の今後の検討課題について」「2年間の検討の結果」として整理されていますので、見直しの全体像を把握されたい場合にはこちらを参照すると分かりやすいと思います。

（川合）

Label bank

食品表示調査サービス

原材料及び添加物の適合性検証
容器包装への表示案の適合性検証

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。

ミニコラム

食品表示とデジタル化 ― 海外の制度動向について

食品表示を取り巻く環境は、デジタル技術の進展を背景に、少しずつですが各国で変化が進んでいます。日本でも消費者庁による「食品表示へのデジタルツール活用検討分科会」で議論が進められており、弊社ミニコラムでその動向を取り上げています。今回は、この日本の現状を起点に、海外の食品表示デジタル化の状況を整理してみたいと思います。

まず中国では、国家市場監督管理総局が所管する食品安全国家標準において、QRコード等を用いた電子的な情報提供を制度設計の段階から想定しています。代表的な規格であるGB 7718-2025と表示規格に係るQ&A(第13項)では、物理ラベル上の義務表示事項を補完するという位置付けではありますが、表示面積が限られる場合には、調理方法や栄養成分などの物理ラベルの情報の一部についてのデジタル表示が認められています。更に事業者所在地など一部項目については物理ラベルの記載事項の簡略化にまで踏み込んでいる公告もあり、デジタル表示も表示制度の枠組みの中で整理されつつあります。

韓国では、食品等の表示基準の一部改正告示が昨年に公開されています。「QRコードなどバーコードを通じて電子的方法で表示事項情報の提供を拡大することによって食品表示の読みやすさを向上させる」ことが改正の主な意図とされており、改正基準（告示第2025-60号）の食品別の表示規定において、「QRコードなどのバーコードで提供可能」とデジタル表示が随所に認められています。ただしアレルゲンなど食品安全に関わる情報や、一部栄養成分(熱量、ナトリウム、糖類、トランス脂肪酸)および原材料名(配合比率上位3位）はパッケージ上に表示することが義務付けられています。これらのことから、韓国ではデジタル表示を補完的に使用することにより、パッケージ上の表示スペースを確保し、より重要な情報を見やすく表示するという方向性で、表示のデジタル化への取り組みが本格的にスタートしていると考えられます。

ニュージーランドでは、現行のFood Act 2014の枠組みを前提として食品表示制度が運用されています。この法体系の下で、英語表記を行っておりCodexと整合した国の基準には適合しているが、ニュージーランドの表示基準に完全には適合していない輸入食品の物理ラベルについて、その不足部分をデジタル表示で補完できるとする試行案が、政府主導で公開協議されてきました。物理表示を代替するものではなく、補完的手段としての有効性を検証する位置づけとされています。

こうした各国の動きは、コーデックス委員会(CCFL47)で整理された「テクノロジーを用いた食品情報提供に関する考え方」とも方向性を同じくしています。コーデックスでは、情報の正確性、アクセス性、誤認防止を確保した上で、各国が自国制度に応じて技術を活用することが示されています。

以上、国によって取り組み方は違いますが、その違いを意識しながら、今後の食品表示のデジタル化の流れにも引き続き目を向けていきましょう。

（亀山）

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。

執筆書籍 新刊のお知らせ

基礎からわかる　NEW!

輸出時の食品表示の実務ガイドブック

編著者名：ノウタス株式会社　髙橋明久、エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ株式会社　長田侑子、**株式会社ラベルバンク　川合裕之**
出版社：第一法規株式会社
発刊日：2026年3月5日
価　格：4,070円(本体：3,700円)
https://www.label-bank.co.jp/column/book.html

今月のお気に入り言葉

梅に鶯

（季語）

Label bank
発行　株式会社ラベルバンク
〒532-0011
大阪市淀川区中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
毎月 1 日発行
WEB サイト：
https://www.label-bank.co.jp/
お問い合わせ：
customer@label-bank.co.jp
Tel. 03-6260-9540